

第四章

要介護高齢者の推計と介護サービス・ 地域支援事業の供給量

1. 要介護高齢者の推移と今後の見込み（第九期～2040年度）

(1) 第1号・第2号被保険者数と要介護認定者数の推移と見込み

- 要介護認定者数は、住民基本台帳に登録をしている高齢者（区外からの住所地特例適用者を除く）に、住所地特例の適用者を加えた第1号・第2号被保険者数を基礎として推計を行いました。
- これまでの実績を踏まえ、第九期および2030（令和12）・2040（令和22）各年度については下表のとおり推計しました。2026（令和8）年度までは特に75歳以上の高齢者の増加が見込まれ、それにともない認定率についても上昇が見込まれます。

■品川区の第1号・第2号被保険者数、認定者数、認定率の推移と推計

（単位：人）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
第1号被保険者	83,064	82,788	82,241	81,871	82,689	83,516	86,907	105,566
65-74歳	40,083	39,005	36,658	35,215	34,401	35,099	37,925	55,387
75歳以上	42,981	43,783	45,583	46,656	48,288	48,417	48,982	50,179
第1号要介護認定者 (認定率)	15,618 18.8%	15,633 18.9%	15,865 19.3%	15,903 19.4%	16,224 19.6%	16,516 19.8%	17,747 20.4%	19,950 18.9%
65-74歳	1,748	1,629	1,499	1,459	1,411	1,421	1,472	2,160
75歳以上	13,870	14,004	14,366	14,444	14,813	15,095	16,275	17,790
第2号被保険者	142,448	143,812	145,599	158,660	161,125	161,978	165,392	157,069
第2号要介護認定者 (認定率)	380 0.27%	354 0.25%	388 0.27%	381 0.24%	390 0.24%	396 0.24%	399 0.24%	381 0.24%

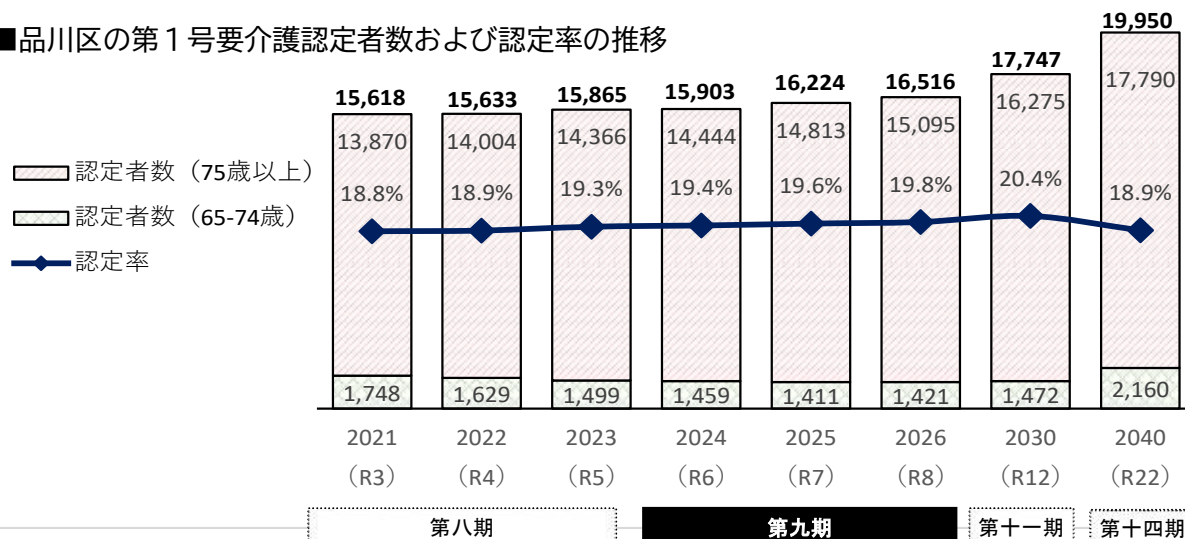
* 各年度4月1日時点での地域包括「見える化」システムによる集計または推計値

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

* 第1号被保険者数：区内65歳以上高齢者（区外からの住所地特例適用者を除く）と住所地特例適用者を加えた品川区の被保険者の資格を有する者の数

* 認定率（％）＝（認定者数÷被保険者数）×100

■品川区の第1号要介護認定者数および認定率の推移



■要介護度別認定者数の推移と見込み

(単位：人)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計	15,998	15,987	16,253	16,284	16,614	16,912	18,146	20,331
要支援	6,213 38.8%	6,333 39.6%	6,558 40.3%	6,640 40.8%	6,818 41.0%	6,947 41.1%	7,422 40.9%	8,119 39.9%
要支援1	3,182 19.9%	3,123 19.5%	3,074 18.9%	3,084 18.9%	3,126 18.8%	3,168 18.7%	3,379 18.6%	3,655 18.0%
要支援2	3,031 18.9%	3,210 20.1%	3,484 21.4%	3,556 21.8%	3,692 22.2%	3,779 22.3%	4,043 22.3%	4,464 22.0%
要介護	9,785 61.2%	9,654 60.4%	9,695 59.7%	9,644 59.2%	9,796 59.0%	9,965 58.9%	10,724 59.1%	12,212 60.1%
要介護1	2,776 17.4%	2,629 16.4%	2,483 15.3%	2,473 15.2%	2,496 15.0%	2,535 15.0%	2,708 14.9%	2,986 14.7%
要介護2	2,134 13.3%	2,102 13.1%	2,195 13.5%	2,092 12.8%	2,114 12.7%	2,138 12.6%	2,306 12.7%	2,595 12.8%
要介護3	1,867 11.7%	1,954 12.2%	1,997 12.3%	2,076 12.7%	2,139 12.9%	2,184 12.9%	2,354 13.0%	2,715 13.4%
要介護4	1,836 11.5%	1,835 11.5%	1,892 11.6%	1,876 11.5%	1,886 11.4%	1,926 11.4%	2,085 11.5%	2,432 12.0%
要介護5	1,172 7.3%	1,134 7.1%	1,128 6.9%	1,127 6.9%	1,161 7.0%	1,182 7.0%	1,271 7.0%	1,484 7.3%

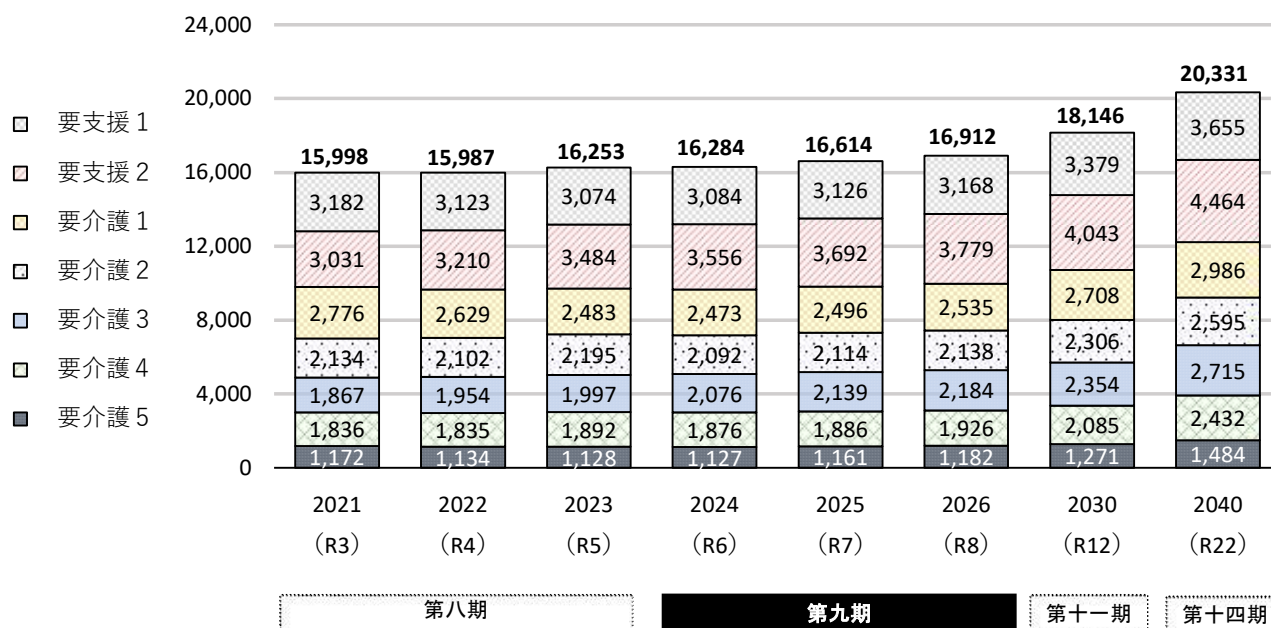
* 各年度 4 月 1 日時点での地域包括「見える化」システムによる集計または推計値

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

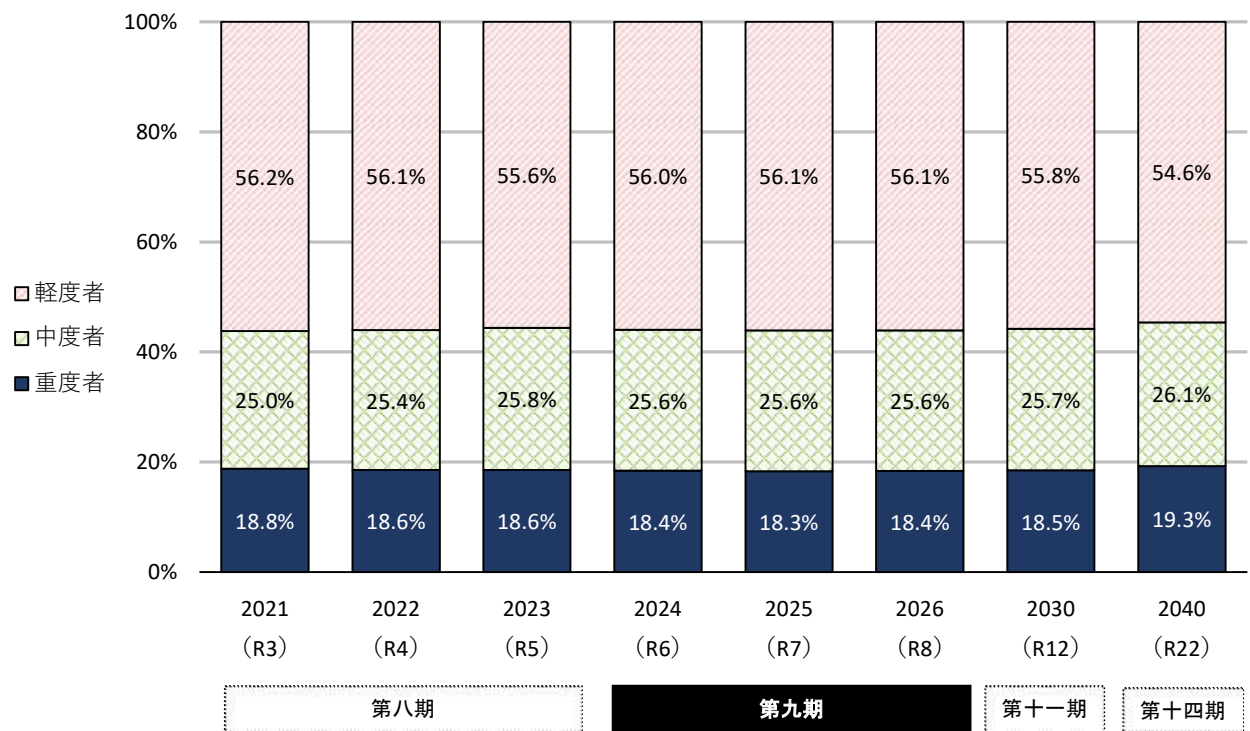
* 第 2 号被保険者を含みます。(以降同じ)

■要介護度別認定者数の推移と見込み（グラフ）

(単位：人)



■要介護認定者に見る重中軽度の割合の推移と見込み



* 各年度4月1日時点での地域包括「見える化」システムによる集計または推計値

* 軽度者：要支援1・2、要介護1の合計 中度者：要介護2・3の合計 重度者：要介護4・5の合計

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

2. 介護サービス量の推移と今後の見込み（第九期～2040年度）

（1）介護給付サービスの利用者数の推移と見込み

- 各サービスの見込み量は、サービス利用実績の推移、各種調査による今後の利用希望や供給者の動向などのほか、2024（令和6）年度介護報酬改定の影響を見込み、需要量および供給量を総合的に推計しています。
- 2021（令和3）年度から2023（令和5）年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024（令和6）年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

■ 居宅サービスの推移と見込み

（単位：人/月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
介護給付								
居宅介護支援	5,032	4,964	4,906	4,873	4,973	5,081	5,396	6,126
訪問介護	2,327	2,339	2,287	2,293	2,290	2,257	2,349	2,595
訪問入浴介護	224	216	219	221	228	235	247	287
訪問看護	1,772	1,852	1,881	1,867	1,910	1,955	2,070	2,361
訪問リハビリテーション	174	179	177	175	179	183	195	221
居宅療養管理指導	3,752	3,889	4,017	3,989	4,081	4,180	4,424	5,052
通所介護	1,974	1,978	2,015	2,025	2,018	1,984	2,065	2,281
通所リハビリテーション	277	287	299	298	310	320	320	364
短期入所生活介護	451	443	447	452	463	472	499	570
短期入所療養介護	57	48	62	67	69	70	75	86
福祉用具貸与	3,647	3,694	3,658	3,655	3,736	3,824	4,052	4,625
特定福祉用具販売	64	65	60	68	71	72	76	87
住宅改修	31	28	26	28	29	29	30	35
特定施設入居者生活介護	1,492	1,505	1,542	1,700	1,946	2,182	2,362	2,880
予防給付								
介護予防支援	2,332	2,339	2,468	2,513	2,587	2,639	2,821	3,093
介護予防訪問入浴介護	2	3	3	3	3	4	4	4
介護予防訪問看護	677	609	654	616	636	649	694	763
介護予防訪問リハビリテーション	77	72	92	93	95	97	104	114
介護予防居宅療養管理指導	695	749	810	812	836	854	912	1,002
介護予防通所リハビリテーション	120	142	158	175	181	185	197	216
介護予防短期入所生活介護	22	24	36	54	56	57	60	67
介護予防短期入所療養介護	2	2	2	3	3	4	4	4
介護予防福祉用具貸与	1,873	1,913	2,012	2,062	2,124	2,166	2,315	2,538
特定介護予防福祉用具販売	31	34	41	51	52	53	56	62
介護予防住宅改修	25	27	28	32	33	33	35	39
介護予防特定施設入居者生活介護	337	360	371	417	478	536	580	708

■地域密着型サービスの推移と見込み

(単位：人／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
介護給付								
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	29	31	33	33	34	35	36	42
夜間対応型訪問介護	69	65	52	49	51	52	54	63
認知症対応型通所介護	203	192	205	202	208	211	225	256
小規模多機能型居宅介護	185	187	183	181	183	188	200	226
認知症高齢者グループホーム	245	245	247	258	317	380	657	802
地域密着型 特定施設入居者生活介護	38	24	20	29	29	29	29	29
地域密着型 特別養護老人ホーム	29	29	30	33	33	33	37	43
看護小規模多機能型居宅介護	36	30	22	35	40	45	55	70
地域密着型通所介護	683	706	714	709	721	736	782	882
予防給付								
介護予防 認知症対応型通所介護	1	2	1	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	17	17	14	13	14	14	15	17
介護予防 認知症高齢者グループホーム	0	1	1	0	0	0	0	0

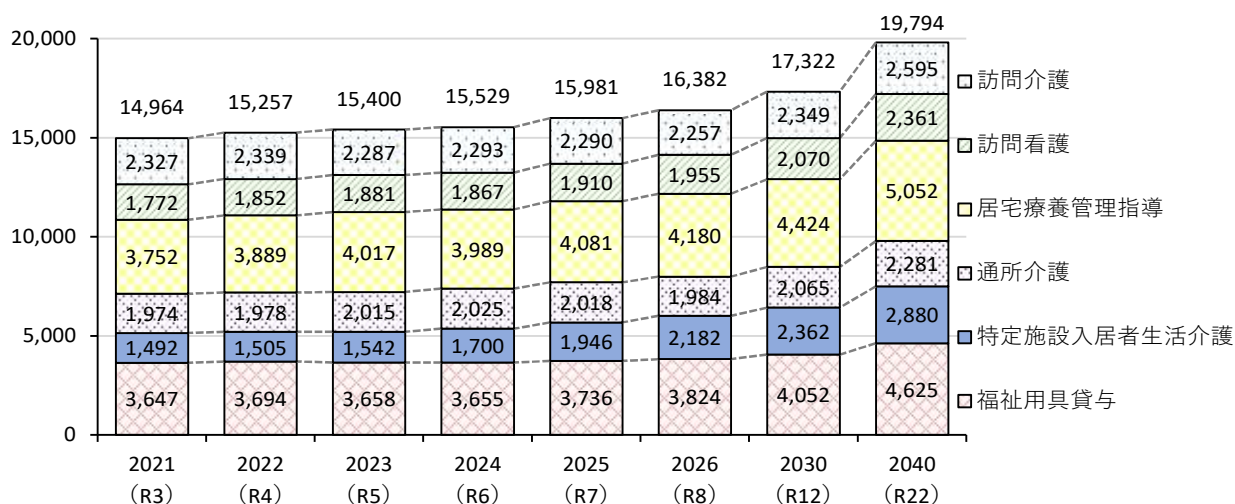
■施設サービスの推移と見込み

(単位：人／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
介護給付								
特別養護老人ホーム	1,175	1,163	1,177	1,196	1,208	1,220	1,407	1,555
介護老人保健施設	449	406	416	417	417	417	465	533
介護医療院	90	81	76	75	75	75	85	99

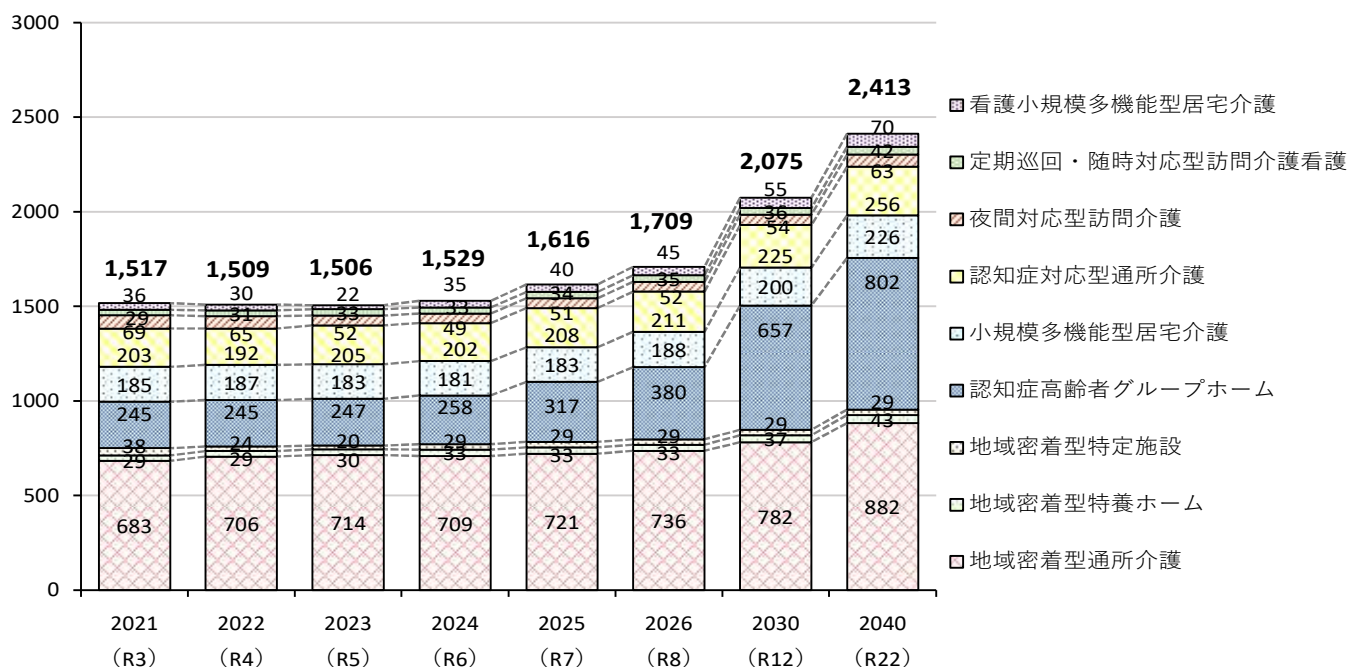
■主な居宅サービスの推移と見込み（介護給付）

（単位：人／月）



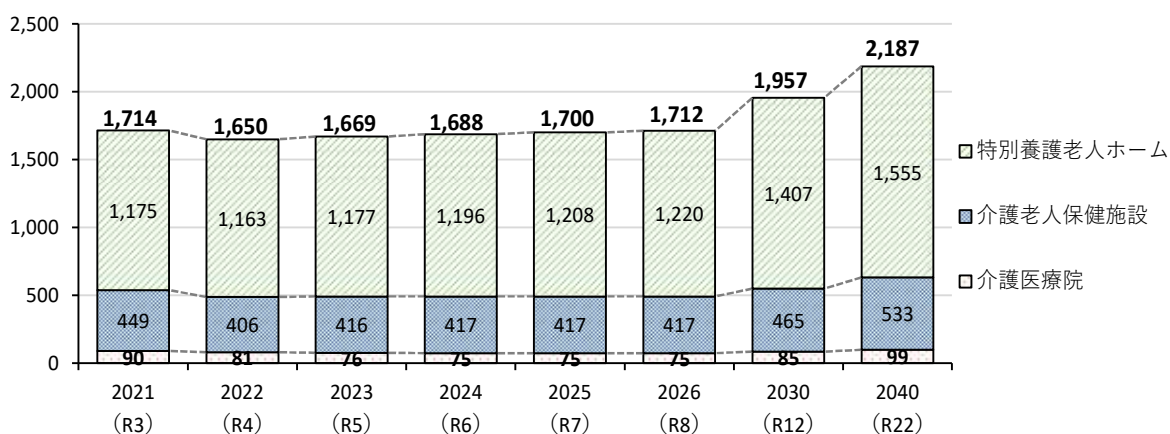
■地域密着型サービスの推移と見込み（介護給付）

（単位：人／月）



■施設サービスの推移と見込み

（単位：人／月）



(2) 居宅サービス量の推移と見込み(サービス別)

① 居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメント・予防マネジメント）

- 区では、全 20 カ所の在宅介護支援センターを中心としてケアマネジメントを行う体制を整備し、今日まで在宅ケースの約 7 割のケアプラン・予防プランを作成し、ケアマネジメントの公平性・中立性を確保してきました。
- 2006（平成 18）年度に創設された予防給付ケアマネジメントは、在宅介護支援センターに予防マネジメントの機能を付加した地域包括支援センターが行い、介護給付・予防給付に関する着実なケアマネジメントを実施しています。
- 要介護認定者数の増加等の要因から、ケアマネジメント件数は増加傾向にあり、在宅介護支援センターだけではなく、引き続き民間の居宅介護支援事業所とも区が協力して居宅介護支援を進めていく必要があります。
- 介護給付・予防給付のどちらにおいても、利用増を見込んでいます。また、本人・家族の意思決定支援、自立支援、重度化予防に資する適切なケアプラン作成に留意し、ケアマネジメントの質の向上を図り、在宅介護支援システムを一層強化していきます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	7,364	7,303	7,374	7,386 (100)	7,560 (102)	7,720 (105)	8,217 (111)	9,219 (125)
居宅介護支援	5,032	4,964	4,906	4,873 (100)	4,973 (102)	5,081 (104)	5,396 (111)	6,126 (126)
介護予防支援	2,332	2,339	2,468	2,513 (100)	2,587 (103)	2,639 (105)	2,821 (112)	3,093 (123)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

② 訪問介護（ホームヘルプサービス）

- 訪問介護は、在宅介護における基本的かつ中心的サービスであり、介護保険制度の開始当初から在宅介護支援センターに品川区ヘルパーステーションを併設することで、基盤整備を進めてきました。今後も利用増が見込まれることから、民間事業者とも円滑な連携を図っていきます。
- 2015（平成 27）年度の制度改正にともない、2018（平成 30）年度から予防給付は地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。
- 市町村特別給付の活用と合わせた、在宅生活を支援する適切なケアマネジメントの強化により、重度化防止に資する一層の自立支援となる介護を目指します。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
訪問介護	2,327	2,339	2,287	2,293 (100)	2,290 (100)	2,257 (98)	2,349 (102)	2,595 (113)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

③ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- 居宅介護の重度者を中心として一定の利用水準で推移しています。
- 在宅介護の重度化傾向に対応していくために重要なサービスですが、実績を踏まえ、第九期については、介護給付は増加、予防給付は第八期とほぼ同水準を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	226	219	222	224 (100)	231 (103)	239 (107)	251 (112)	291 (130)
訪問入浴介護	224	216	219	221 (100)	228 (103)	235 (106)	247 (112)	287 (130)
介護予防訪問入浴介護	2	3	3	3 (100)	3 (100)	4 (133)	4 (133)	4 (133)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

④ 訪問看護・介護予防訪問看護・ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 在宅療養を支援する訪問看護はサービスとして定着し、医師会立訪問看護ステーションをはじめとした一定のサービス提供基盤が整備され、サービス量も増加しています。
- 訪問看護サービスは、重度化を予防するとともに、医療的な処置を必要とする高齢者の増加に対し、今後も在宅生活を支える重要な在宅サービスの一つで、介護給付・予防給付ともに利用増が見込まれます。
- 訪問リハビリテーションは医療機関のみが提供する利用者宅におけるリハビリテーションで、サービス量は増加しています。
- 訪問リハビリテーションは、訪問看護と同様に重度化を予防し、今後も在宅生活を支える貴重な在宅サービスの一つです。リハビリテーションに関する需要の増加と、これまでの実績推移を踏まえ、介護給付・予防給付ともに一定の利用増を見込んでいます。

■訪問看護の月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	2,449	2,461	2,535	2,483 (100)	2,546 (103)	2,604 (105)	2,764 (111)	3,124 (126)
訪問看護	1,772	1,852	1,881	1,867 (100)	1,910 (102)	1,955 (105)	2,070 (111)	2,361 (126)
介護予防訪問看護	677	609	654	616 (100)	636 (103)	649 (105)	694 (113)	763 (124)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

■訪問リハビリテーションの月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	251	251	269	268 (100)	274 (102)	280 (104)	299 (112)	335 (125)
訪問リハビリテーション	174	179	177	175 (100)	179 (102)	183 (105)	195 (111)	221 (126)
介護予防 訪問リハビリテーション	77	72	92	93 (100)	95 (102)	97 (104)	104 (112)	114 (123)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 区内に所在する病院・診療所、薬局を中心に退院後や通院困難な要介護高齢者に対して在宅療養上の管理指導を行うもので、利用実績は増加しています。
- 第九期は、要介護高齢者の今後の在宅療養を支える重要なサービスとして、利用増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	4,447	4,638	4,827	4,801 (100)	4,917 (102)	5,034 (105)	5,336 (111)	6,054 (126)
居宅療養管理指導	3,752	3,889	4,017	3,989 (100)	4,081 (102)	4,180 (105)	4,424 (111)	5,052 (127)
介護予防 居宅療養管理指導	695	749	810	812 (100)	836 (103)	854 (105)	912 (112)	1,002 (123)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑥ 通所介護（デイサービス）

- 通所介護事業所は区立の在宅サービスセンターをはじめ、入浴や食事を提供する事業所や、リハビリに特化した短時間のサービスを提供する事業所など、様々なタイプの民間事業所も整備されています。
- 訪問介護と同様に、在宅介護の基本的なサービスとして位置付けられ、運動器の機能向上、栄養改善など在宅生活の継続に欠かせない重度化防止の機能を担っています。第九期においては、利用者数は横ばいを見込んでいます。
- 2015（平成 27）年度の制度改正にともない、2018（平成 30）年度から予防給付は地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
通所介護	1,974	1,978	2,015	2,025 (100)	2,018 (100)	1,984 (98)	2,065 (102)	2,281 (113)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

- 区内2ヶ所の介護老人保健施設は、区内リハビリテーションの中核拠点として位置付け、在宅復帰や身体機能の維持向上に向けた機能訓練を行い、通所介護と同様に、高齢者の在宅生活を支援する重要なサービス基盤となっています。
- 急性期の治療を終え、在宅療養を送る上での回復期リハビリテーションの重要性に鑑み、一定の利用増を見込んでいます。
- 在宅生活の継続や自立支援・重度化防止に向け、ニーズはさらに増加が見込まれるため、区内2ヶ所の介護老人保健施設を中心として、医療機関などとの連携を強化しつつ、適切なケアマネジメントのもとでのリハビリメニューの充実に努めます。
- また、2021（令和3）年度の介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とした、「LIFE」を用いた国へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCA サイクル・ケアの質の向上を図る取り組みが開始されたことから、その活用状況等を注視していきます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	397	429	457	473 (100)	491 (104)	505 (107)	517 (109)	580 (123)
通所リハビリテーション	277	287	299	298 (100)	310 (104)	320 (107)	320 (107)	364 (122)
介護予防 通所リハビリテーション	120	142	158	175 (100)	181 (103)	185 (106)	197 (113)	216 (123)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和3)年度から 2023(令和5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑧ 短期入所・介護予防短期入所（ショートステイ）

- 区内では第七期までに、特別養護老人ホーム 12 施設と介護老人保健施設 2 施設に併設して整備されています。
- 同居親族の高齢化や就労等、ニーズの多様化に対する在宅介護を支える重要なサービスの一つであり、また、地域包括ケアシステムの推進のうえでも、重要な役割を担います。
- 2024（令和 6）年度以降は、短期入所生活介護・短期入所療養介護について、一定の利用増を見込んでいます。引き続き特別養護老人ホームの空きベッドの活用を図り、短期入所生活介護の新規整備とともに、在宅介護を支える重要なサービスとして供給量を確保していきます。

■短期入所生活介護の月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	473	467	483	506 (100)	519 (103)	529 (105)	559 (110)	637 (126)
短期入所生活介護	451	443	447	452 (100)	463 (102)	472 (104)	499 (110)	570 (126)
介護予防 短期入所生活介護	22	24	36	54 (100)	56 (104)	57 (106)	60 (111)	67 (124)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

■短期入所療養介護の月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	59	50	64	70 (100)	72 (103)	74 (106)	79 (113)	90 (129)
短期入所療養介護	57	48	62	67 (100)	69 (103)	70 (104)	75 (112)	86 (128)
介護予防 短期入所療養介護	2	2	2	3 (100)	3 (100)	4 (133)	4 (133)	4 (133)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑨ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- 高齢者の住まいが多様化し、在宅生活が困難になった高齢者の受け皿として入居利用者が増加し、介護給付・予防給付ともに伸びを示しています。
- 区内では第八期までに有料老人ホーム 17 施設・定員 1,032 人分、地域密着型特定施設1施設・定員 29 人分が整備されています。特定施設は区外施設の利用者も多いことから、これまでの給付実績や今後の要介護高齢者増の推計を背景に、介護給付・予防給付ともに利用増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	1,829	1,865	1,913	2,117 (100)	2,424 (115)	2,718 (128)	2,942 (139)	3,588 (169)
特定施設入居者生活介護	1,492	1,505	1,542	1,700 (100)	1,946 (114)	2,182 (128)	2,362 (139)	2,880 (169)
介護予防 特定施設入居者生活介護	337	360	371	417 (100)	478 (115)	536 (129)	580 (139)	708 (170)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 第九期は、今後の要介護高齢者増の推計から、介護給付・予防給付ともに利用増を見込んでいます。
- 高齢者の身体状態の把握や、福祉用具の必要性の検討による適切なケアマネジメントのもとで、事業者によるサービス計画の策定、定期的な利用者宅の訪問による製品点検や使用方法指導などを通じて適切な利用の普及を図っていきます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	5,520	5,607	5,670	5,717 (100)	5,860 (103)	5,990 (105)	6,367 (111)	7,163 (125)
福祉用具貸与	3,647	3,694	3,658	3,655 (100)	3,736 (102)	3,824 (105)	4,052 (111)	4,625 (127)
介護予防福祉用具貸与	1,873	1,913	2,012	2,062 (100)	2,124 (103)	2,166 (105)	2,315 (112)	2,538 (123)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

- 高齢者の状態像に応じた製品指定と適切な利用の周知徹底を図っていきます。
- 第九期は、要介護高齢者増の見込みにともない、介護給付・予防給付ともに利用者数の増加を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	95	99	101	119 (100)	123 (103)	125 (105)	132 (111)	149 (125)
特定福祉用具販売	64	65	60	68 (100)	71 (104)	72 (106)	76 (112)	87 (128)
特定介護予防福祉用具販売	31	34	41	51 (100)	52 (102)	53 (104)	56 (110)	62 (122)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

- 住宅改修アドバイザー派遣制度等を活用し、自立支援、重度化防止の観点から、必要かつ適切な改修内容の事前検証を強化するとともに、第九期は利用者の微増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	56	55	54	60 (100)	62 (103)	62 (103)	65 (108)	74 (123)
住宅改修	31	28	26	28 (100)	29 (104)	29 (104)	30 (107)	35 (125)
介護予防住宅改修	25	27	28	32 (100)	33 (103)	33 (103)	35 (109)	39 (122)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

(3) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、2012（平成 24）年度から創設されたサービスです。区では 2010（平成 22）年度から国のモデル事業の指定を受けて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供体制、効果、提供方法、費用等について検討と実績を重ねてきました。
- これまでの実績から、効果的なサービス提供・随時コールの対応などにより、介護者の安心感、介護者の負担軽減などが図られるケースがあることが明らかとなりました。
- 区では事業者の負担軽減など効率的な運用のために、地域の訪問介護事業所との連携による独自のサービス提供体制を整備しています。今後も引き続き総合的なサービス提供のあり方を検証していきます。
- 本サービスは地域包括ケアシステムの基幹サービスに位置付けられており、第九期も重度者対応の必要性から一定の利用者数を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	29	31	33	33 (100)	34 (103)	35 (106)	36 (109)	42 (127)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

② 夜間対応型訪問介護

- 要介護高齢者を対象に、夜間帯（22 時から翌 6 時）において、定期または居宅内に設置したケアコールに応じて必要によりヘルパーが訪問するサービスです。利用件数は減少傾向にありますが、退院直後の身体介護ニーズや要介護 4、5 の高齢者の深夜時間帯の介護ニーズに対応するサービスとして利用されています。
- ケースのニーズを見極め、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護と組み合わせながらサービスを提供していきます。
- 深夜の突発的な介護ニーズや単身高齢者世帯の見守り、安否確認としての機能を重視し、一定の利用者増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
夜間対応型訪問介護	69	65	52	49 (100)	51 (104)	52 (106)	54 (110)	63 (129)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

③ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

- 認知症高齢者を対象にした通所介護サービスで、区内の主要な在宅サービスセンターをはじめ民間事業所により、区内 12 カ所でサービスが行われています。
- 認知症高齢者が増加しているため、認知症に特化した小規模・少人数での個別ケアを行うことで、利用者にとってより適切な利用をマネジメントしていきます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
認知症対応型通所介護	203	192	205	202 (100)	208 (103)	211 (104)	225 (111)	256 (127)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- 「通い」を基本として「泊まり」や「訪問」を柔軟に組み合わせながら、高齢者の生活形態や心身状況に応じてきめ細やかなサービスを提供し、在宅介護を支援するサービスです。地域包括ケアシステムの基盤拠点として位置付け、地域全体で認知症高齢者のサポートを図る普及啓発の場としての役割も担います。
- 区では、第八期までに 10 カ所が整備されています。地域に密着した新たな在宅介護サービスとして、徐々に効果が認知され利用者が増えています。
- サービスの重要性を踏まえ、第九期では利用増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	202	204	197	194 (100)	197 (102)	202 (104)	215 (111)	243 (125)
小規模多機能型居宅介護	185	187	183	181 (100)	183 (101)	188 (104)	200 (110)	226 (125)
介護予防小規模多機能型居宅介護	17	17	14	13 (100)	14 (108)	14 (108)	15 (115)	17 (131)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑤ 認知症高齢者グループホーム

- サービス利用者は着実に増加しており、区では、計画的に整備し、認知症高齢者の地域生活を支援してきました。
- 地域における基本的な認知症ケア拠点として位置付け、第八期までに 14 カ所が整備されています。原則として(看護)小規模多機能型居宅介護と併設で整備を進めることとします。
- 利用実績、ニーズを踏まえ、第九期は基盤整備を進めます。地域における認知症ケアの基盤拠点として位置付け、地域全体で認知症高齢者のサポートを図る普及啓発の場としての役割も担います。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
認知症高齢者グループホーム	245	245	247	258 (100)	317 (123)	380 (147)	657 (255)	802 (311)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑥ 地域密着型通所介護

- 2015(平成 27)年度の制度改正により、定員 18 人以下のデイサービスは 2016(平成 28)年度から地域密着型通所介護となりました。
- 小規模・小人数でのケアを行うことで、利用者にとってより適切な利用をマネジメントしていきます。第九期においては、利用実績、拠点の整備状況に応じて利用者増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
地域密着型通所介護	683	706	714	709 (100)	721 (102)	736 (104)	782 (110)	882 (124)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 定員 29 人以下の小規模の有料老人ホームやケアハウスとして、現在 1 カ所が区内に整備されており、ケアハウス制度を活用した施設となっています。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
地域密着型 特定施設入居者生活介護	38	24	20	29 (100)	29 (100)	29 (100)	29 (100)	29 (100)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑧ 地域密着型特別養護老人ホーム

- 地域密着型特別養護老人ホームは、従来の特別養護老人ホームと比べて定員を少なくすることで、より地域に密着したサービス拠点となるよう、2014(平成 26)年度に杜松小学校跡地に 1 カ所(定員 29 人)を整備しました。
- 本施設の実績や需要を踏まえ、今後の整備について検討していきます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件／月)

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
地域密着型 特別養護老人ホーム	29	29	30	33 (100)	33 (100)	33 (100)	37 (112)	43 (130)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021(令和 3)年度から 2023(令和 5)年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024(令和 6)年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

- 看護小規模多機能型居宅介護は、2012（平成 24）年度に「複合型サービス」として創設された小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを一体で提供するサービスです。
- 一つの事業所が介護と看護のサービスを提供することができるため、柔軟なサービス提供が可能になると期待されており、第八期までに 2 カ所を整備しました。第九期以降についても、各地区のニーズをみながら基盤整備を推進し、利用増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
看護小規模多機能型居宅介護	36	30	22	35 (100)	40 (114)	45 (129)	55 (157)	70 (200)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024（令和 6）年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

（4）市町村特別給付

- 市町村特別給付とは、要支援・要介護と認定された被保険者を対象に、保険者が介護サービス（予防を含む）とは別の独自サービスを第 1 号被保険者の保険料を財源として行う給付（介護保険法第 62 条）です。
- 在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで住み慣れた地域での在宅生活を支援しています。
- 区では介護予防・重度化予防の観点から、2003（平成 15）年度からリハビリサービス特別給付を市町村特別給付として実施してきましたが、2015（平成 27）年度の制度改正を踏まえつつ、給付実績や利用者ニーズを検討した結果、一般介護予防事業として実施しています。
- その他、2009（平成 21）年度から、要支援者を中心とした身近な医療機関への通院介助や夜間の安心を確保するための夜間対応サービスなどを創設し、実施してきました。下記の 2 つの市町村特別給付については、地域包括ケアシステムの理念のもとで、適切なケアマネジメントに基づき、第九期においても継続することとし、在宅介護を支援していきます。

■市町村特別給付の事業

① 要支援者夜間対応サービス特別給付（平成 21 年度から創設）
② 通院等外出介助サービス特別給付（平成 21 年度から創設）

(5) 施設サービス

- 特別養護老人ホームについては、昭和 50 年代以降、計画的な建設構想のもとで、第八期までに 12 カ所（973 床、地域密着型 1 カ所を含む）を整備しました。
- 介護老人保健施設については、2000（平成 12）年 5 月に開設したケアセンター南大井（100 人定員）を区内の基幹リハビリテーション拠点に位置付けてきました。在宅重視の観点から、リハビリテーション機能の一層の強化が求められており、第七期は品川第 1 地区（100 人定員）に 1 カ所の整備支援を行い、第八期までに 2 カ所（200 床）を整備しました。
- 介護療養型医療施設は、2023（令和 5）年度末で制度が廃止となり、第九期は、介護医療院等への移行などを見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
合計件数	1,714	1,650	1,669	1,688 (100)	1,700 (101)	1,712 (101)	1,957 (116)	2,187 (130)
特別養護老人ホーム	1,175	1,163	1,177	1,196 (100)	1,208 (101)	1,220 (102)	1,407 (118)	1,555 (130)
介護老人保健施設	449	406	416	417 (100)	417 (100)	417 (100)	465 (112)	533 (128)
介護医療院	90	81	76	75 (100)	75 (100)	75 (100)	85 (113)	99 (132)

* 第九期以降、()内数字は 2024(R6)に対する指数を示しています。

* 2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度は実績における月平均利用者数を示しており、2024（令和 6）年度以降は、これまでの実績を踏まえ推計値を示しています。

3. 地域支援事業について

- 地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業 の3事業で構成されています。
- 地域支援事業は、要支援・要介護状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、介護者の支援、介護保険制度を安定的に維持するための様々な事業を、区市町村が地域の実情に応じて実施することができます。
- 地域支援事業の財源の一部には介護保険料が充当されます。区は、制度改正の動向、これまでの介護保険制度の運営実績等を鑑みながら、地域支援事業を企画・運営していきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- 2015（平成27）年度の制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業は自立高齢者から要支援高齢者まで多様なニーズに対応して、多様なサービスを地域特性に応じて提供するしくみとなりました。
- 適切な介護予防マネジメントの実施、様々な介護予防・日常生活支援総合事業の充実により、自立支援・介護予防・重度化予防を推進します。
- 要介護認定を受けていなくても、要支援者に相当する状態で、サービスを利用することで在宅生活が可能となる場合には、総合事業対象者としてサービスを利用することができます。
- 第八期は、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を行ってきましたが、第九期も引き続き通いの場の整備、効果的な予防事業の実施など、さらなる事業の充実を図っていきます。
→「第三章プロジェクト2」参照

(2) 包括的支援事業

- 2015（平成27）年度の制度改正により、包括的支援事業にはこれまでの地域包括支援センターの役割と機能の強化に加え、生活支援体制整備、認知症施策推進、在宅医療介護連携、地域ケア会議推進の4事業が追加されました。
- 地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みをより一層強化するため、これまで行ってきた事業の再編を含め、事業のあり方を引き続き検討していきます。
→「第三章プロジェクト1、3、5」参照

(3) 任意事業

- 介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他事業の3つから構成され、介護給付の適正化を中心として被保険者や家族介護者に対する必要な支援を行っています。
- 区では、モニタリングアンケート調査など、すでに多くの事業に取り組んでいますが、今後も創意工夫しながら多様な事業を展開していきます。
→「第三章プロジェクト4」参照

4. 介護保険にかかる事業費の見込みと保険料

(1) 総介護費用と保険給付費の推移と見込み

① 第九期の保険給付費の見込み

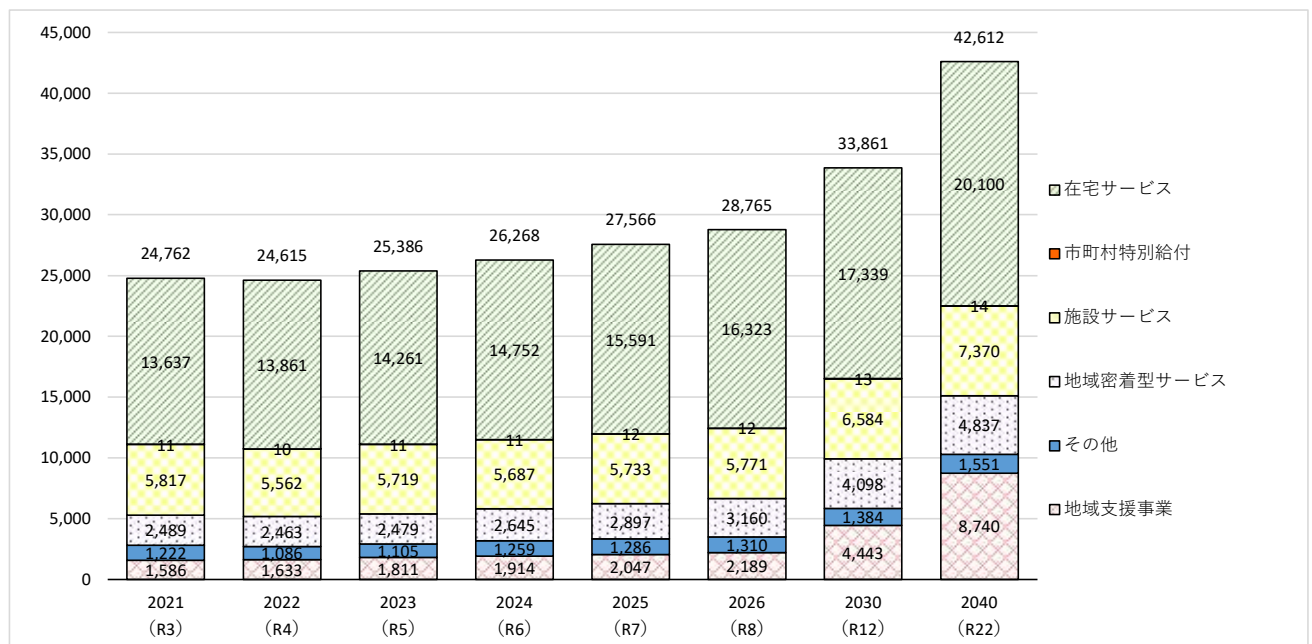
- サービス量等の見込みから、2024（令和 6）年度以降の保険給付費は、下表のとおり推計しています。2030（令和 12）年度の介護保険給付費は、2023（令和 5）年度の約 1.33 倍、2040（令和 22）年度の介護保険給付費は、2023（令和 5）の約 1.68 倍まで増加すると見込んでいます。

■ 介護にかかる費用の推移と見込み

（単位：百万円）

介護保険給付費	第八期			第九期			第十一期	第十四期
	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2030 (R12)	2040 (R22)
保険給付費 総額	23,176	22,982	23,575	24,354	25,519	26,576	29,418	33,872
1. 在宅サービス 計	13,637	13,861	14,261	14,752	15,591	16,323	17,339	20,100
予防給付費	1,087	1,117	1,226	1,277	1,368	1,447	1,552	1,778
介護給付費	12,550	12,744	13,035	13,475	14,223	14,876	15,787	18,322
2. 市町村特別給付 計	11	10	11	11	12	12	13	14
3. 地域密着型サービス 計	2,489	2,463	2,479	2,645	2,897	3,160	4,098	4,837
予防給付費	18	22	19	15	16	16	17	19
介護給付費	2,471	2,441	2,460	2,630	2,881	3,144	4,081	4,818
4. 施設サービス	5,817	5,562	5,719	5,687	5,733	5,771	6,584	7,370
5. その他	1,222	1,086	1,105	1,259	1,286	1,310	1,384	1,551
高額介護サービス費等	827	763	796	852	871	887	937	1,050
特定入所者サービス費	395	323	309	407	415	423	447	501
地域支援事業	1,586	1,633	1,811	1,914	2,047	2,189	4,443	8,740
合計 (保険給付費+地域支援事業)	24,762	24,615	25,386	26,268	27,566	28,765	33,861	42,612

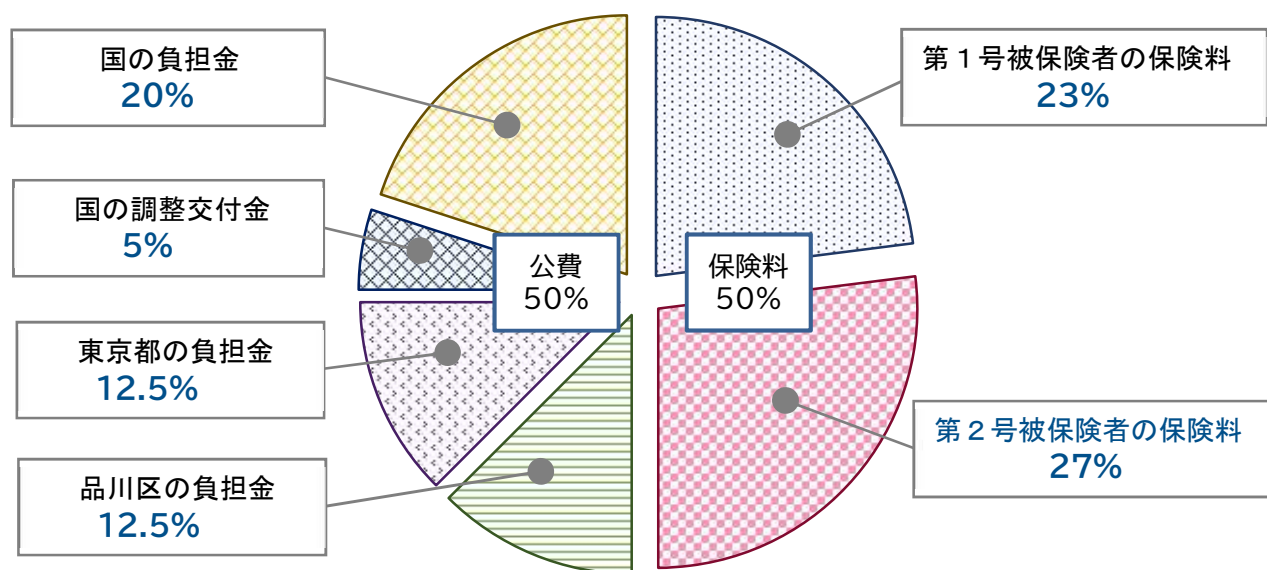
* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。



(2) 介護サービスにかかる費用の負担割合

保険給付費は、区、東京都、国の負担する公費と保険料により賄われます。第九期では保険料の負担割合は、第八期と同様にそれぞれ次のとおりとなります。[第1号被保険者（65歳以上）の保険料は23%、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は27%]

また、地域支援事業の財源は公費と保険料が充てられます。市町村特別給付は、かかる費用の全額を第1号被保険者保険料で賄います。



* 介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国 20%、都 17.5%の割合となります。

* 地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料は充てられず、国 38.5%、都 19.25%、区 19.25%、第1号被保険者の保険料 23%となります。

(3) 第1号被保険者の保険料基準額と介護給付費等準備基金の活用

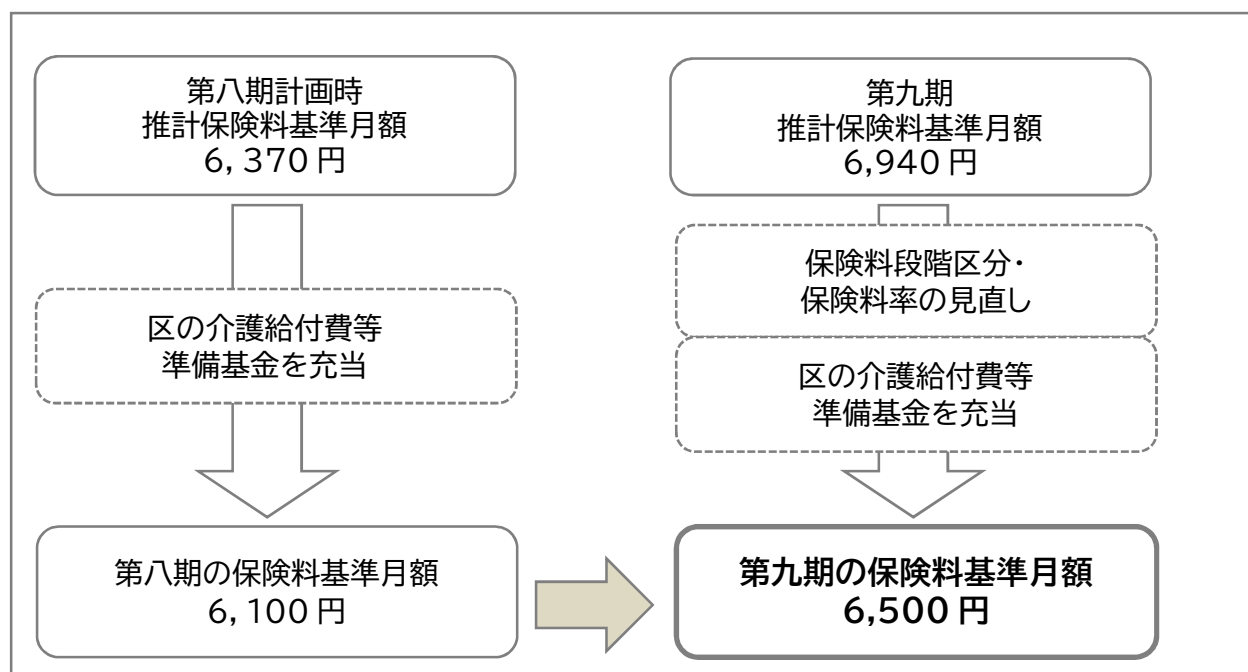
区では、要介護認定の適正化、ケアプランチェック、事業者の指導監査、給付費通知とモニタリングアンケート調査の実施によるサービス評価など、様々な介護給付の適正化策に取り組んでいますが、高齢者数と要介護認定者数の増加に加え、サービス利用率の増加等により、さらに給付の増加が見込まれます。

第八期までの保険給付の実績を踏まえ、2024（令和6）～2026（令和8）年度の3年間に見込まれる前記「(1) 総介護費用と保険給付費の推移と見込み」から、第九期における保険料基準額は、月額 6,940 円と推計されます。

第九期に実際にご負担をいただく保険料基準額は、区の介護給付費等準備基金を充当し、月額 6,500 円を見込んでいます。なお、介護給付費等準備基金の取り崩し後の残金は、大規模災害やその他の不測の事態にも給付を円滑に行うことができるよう準備基金として留保します。

また、高齢者数と認定者数、介護給付費がこのままのペースで増加すると、保険料基準額は、2030 年度には月額 7,900～8,700 円と推計されており、適切な介護保険制度運営のために給付の適正化、介護予防の推進など、より一層の取り組みが必要になります。

■第八期と第九期の介護保険料の比較



■介護保険料の推移

	第一期 (2000 年)	第二期 (2003 年)	第三期 (2006 年)	第四期 (2009 年)	第五期 (2012 年)	第六期 (2015 年)
品川区	3,300 円	3,300 円	3,900 円	3,900 円	4,700 円	5,300 円
全国平均	2,911 円	3,293 円	4,090 円	4,160 円	4,972 円	5,514 円
23 区平均	3,048 円	3,304 円	4,157 円	4,105 円	5,133 円	5,667 円

	第七期 (2018 年)	第八期 (2021 年)	第九期 (2024 年)	第十一期 (2030 年)	第十四期 (2040 年)
品川区	5,600 円	6,100 円	6,500 円	7,900～8,700 円	9,900～10,700 円
全国平均	5,869 円	6,014 円	－	－	－
23 区平均	6,037 円	6,164 円	－	－	－

* 第十一期以降の保険料推計では、準備基金の投入を考慮していません。

■第九期介護保険料について（第八期との比較）

第八期 (R3～R5)				第九期 (R6～R8)			
段階	対象者	保険料率	月額	段階	対象者	保険料率	月額
1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.25 ※	1,525 円	1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.25 ※	1,625 円
2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入額が 80 万円以下の人	0.25 ※	1,525 円	2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入額が 80 万円以下の人	0.25 ※	1,625 円
3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.30 ※	1,830 円	3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.30 ※	1,950 円
4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入額が 120 万円を超える人	0.65 ※	3,965 円	4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入額が 120 万円を超える人	0.65 ※	4,225 円
5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋公的年金等の収入額が 80 万円以下の人	0.85	5,185 円	5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋公的年金等の収入額が 80 万円以下の人	0.85	5,525 円
6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋公的年金等の収入額が 80 万円を超える人	1.00 (基準額)	6,100 円	6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋公的年金等の収入額が 80 万円を超える人	1.00 (基準額)	6,500 円
7	区民税課税かつ前年の合計所得金額 120 万円未満の人	1.05	6,405 円	7	区民税課税かつ前年の合計所得金額 120 万円未満の人	1.10	7,150 円
8	区民税課税かつ前年の合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満の人	1.20	7,320 円	8	区民税課税かつ前年の合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満の人	1.25	8,125 円
9	区民税課税かつ前年の合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満の人	1.40	8,540 円	9	区民税課税かつ前年の合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満の人	1.45	9,425 円
10	区民税課税かつ前年の合計所得金額 320 万円以上 500 万円未満の人	1.65	10,065 円	10	区民税課税かつ前年の合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満の人	1.65	10,725 円
11	区民税課税かつ前年の合計所得金額 500 万円以上 800 万円未満の人	1.95	11,895 円	11	区民税課税かつ前年の合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満の人	1.80	11,700 円
				12	区民税課税かつ前年の合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満の人	1.90	12,350 円
				13	区民税課税かつ前年の合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満の人	2.00	13,000 円
				14	区民税課税かつ前年の合計所得金額 720 万円以上 900 万円未満の人	2.10	13,650 円
12	区民税課税かつ前年の合計所得金額 800 万円以上 1,200 万円未満の人	2.15	13,115 円	15	区民税課税かつ前年の合計所得金額 900 万円以上 1,200 万円未満の人	2.40	15,600 円
13	区民税課税かつ前年の合計所得金額 1,200 万円以上 2,000 万円未満の人	2.35	14,335 円	16	区民税課税かつ前年の合計所得金額 1,200 万円以上 2,500 万円未満の人	2.70	17,550 円
14	区民税課税かつ前年の合計所得金額 2,000 万円以上の人	2.80	17,080 円	17	区民税課税かつ前年の合計所得金額 2,500 万円以上の人	3.30	21,450 円

※第1段階～第4段階については、消費増税による低所得者の保険料軽減措置として、国基準額に乗じる割合で区が設定した保険料率より減じ、実質の負担保険料率を設定しています。

※第10段階～第17段階の境界所得基準については、国の改正に準じて改正しました。（下線部）

(4)負担の公平化と介護保険料の軽減措置

- 保険料段階については、能力に応じた負担となるよう、17 段階と多段階化するとともに、各段階の料率を見直し、負担の公平化を図ります。
- 保険料の上昇にともない、国は消費税を財源とする公費を投入し、2015（平成 27）年度から第 1 段階と第 2 段階を対象として、低所得者の負担を軽減しており、さらに 2019（令和元）年 10 月からの消費税増税にともない、軽減率の増加、軽減対象を第 3 段階と第 4 段階にも拡大する措置を設けています。
- さらに、区では、低所得者層の負担軽減を図るため、上記の国の低所得者対策に加えて、下記の軽減措置を設けています。
- 軽減対象は、下記のすべての要件を満たすことが必要です。被保険者からの申請に基づき、個別に審査し決定します。
 - ・ 第 1 号被保険者で、介護保険料の段階が第 3 段階または第 4 段階であること。
 - ・ 賦課期日現在の世帯の前年の収入額合計が一人世帯で 120 万円（1 人増えるごとに 60 万円を加算）以下であること。
 - ・ 資産（300 万円以上の預貯金、居住用以外の土地・家屋）を持っていないこと。
 - ・ 区民税が課税されている人と生計を共にしていないこと、区民税を課税されている人に扶養されていないこと。
- 軽減内容
 - ・ 第 3 段階の保険料もしくは第 4 段階の保険料を第 2 段階の保険料額へ減額します。